

新校の設置計画について(案)

看護学校準備室

1 設置の基本的枠組み

(1) 経過等

ア 経過

平成 23 年度に県健康福祉部が設置した「長野県の看護人材養成に係る検討会」において、現木曾看護専門学校（2 年課程）のあり方が見直された。木曾地域の住民団体からも 3 年課程の設置が強く要望される中であって、新たに 3 年課程を設置し、その運営主体を県立病院機構とすることにより、県のへき地医療を担う県立病院機構の機能強化ならびに地域内での看護師の養成・定着の推進を図るものと決定された。

イ 設置目的

- ① 看護専門学校を県立病院機構が自ら設置・運営することにより、県立病院がより安心で質の高い医療サービスを安定的・継続的に提供するために必要な看護人材の確保、育成に資する。特に看護師の確保が困難な木曾病院、阿南病院における看護師の安定的確保の一助とする。
- ② 看護学生の主要な実習先となる木曾病院を始めとした県立病院が積極的に学生を受け入れることにより、病院全体の活性化ならびに職員の士気の高揚や知識・技術の向上を図り、医療の質的向上を目指す。
- ③ 木曾地域で高等教育機関の一つである看護専門学校を運営することで、地域における高校卒業後の学びの場を確保し、木曾地域や南信地域の看護人材の確保を促進するとともに、知事から中期目標で示されている、県内医療水準の向上及び県内医療従事者の育成に貢献する。また、地元の高卒卒業後の進路の一つとして、若者の進学・就職の選択肢が拡大され、地域医療や福祉に従事する看護人材の地元定着に寄与する。

(2) 学校の概要

ア 校名

木曾看護専門学校（仮称）

イ 開校年度

平成 26 年 4 月

ウ 設置場所

現行の県立校所在地・校舎に設置

エ 修業年限及び学生定員

3 年課程、1 学年 30 名（予定）

オ 入学資格

高等学校卒業若しくは同等以上の学力があると認められる者

カ 卒業後の資格

- ・ 専門士（医療専門課程）の称号の付与
- ・ 看護師国家試験の受験資格
- ・ 大学編入試験受験資格
- ・ 保健師・助産師養成機関等の受験資格

2 教育方針（※平成 24 年 6 月設置予定の懇話会において意見聴取を予定）

(1) 教育理念

本校は、“地域の明日を医療で支える” 公的使命をもつ長野県立病院機構として、看護の社会的役割を担うことのできる専門職者の育成を目指す。恵まれた自然と歴史ある環境のもとで、人間の生命や生活の質を多角的に理解し尊重できる豊かな人間性を育み、看護実践の基礎的能力を身につけ、保健・医療・福祉の発展充実に貢献できる人材を育成する。

(2) 教育目的

人々の生命と暮らしのありのままを理解することのできる幅広い視野を育み、看護職者に必要な知識、技術、態度を身につけ、保健・医療・福祉の領域において貢献し得る基礎的能力を育成する。

(3) 教育目標

- ア 他者を理解する豊かな人間性と幅広い視野を養う。
 - ① 感性を磨き、生命の尊さに触れ、人間の理解を深めることができる。
 - ② 自己を見つめ、相手の立場に立って考える洞察力を培う。
 - ③ 多様な学びの機会をとおして他者との人間関係を深めることができる。
- イ 科学的・倫理的判断に基づき、対象に応じた看護を実践する基礎的能力を養う。
 - ① 人々の健康と暮らしを総合的に理解できる。
 - ② 人々の多様な健康課題や価値観を理解し、尊重できる。
 - ③ 理論と専門的技術、経験を統合し、適切な判断に基づいた看護を実践できる。
- ウ 保健・医療・福祉の領域において他職種等と協働できる基礎的能力を養う。
 - ① 保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解できる。
 - ② 関係職種の一員として看護の果たす役割を認識できる。
- エ 看護職者として主体的に学び続ける基礎的能力を養う。
 - ① 社会の動向に関心をもつことができる。
 - ② 看護に関わる課題について主体的継続的に学習できる。

(4) 教育課程の概要

- ア 単位数・時間数は「看護師等養成所の運営に関する指導要領」による必須要件 97 単位・3,000 時間以上とする。
- イ 本学の特色を、歴史ある木曾の恵まれた自然環境の中で、看護職者に必要な生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を醸成するところに置き、少子高齢化が進む地域の保健・医療・福祉を支える看護の基礎的実践力の育成に結びつける。
 - ・基礎分野では、「環境論」を設けて環境と人間について学び、森林の中での体験的な学習を通して感性を磨く。
 - ・専門基礎分野では、自然と健康・癒しについて科学的な側面から学ぶ。
 - ・専門分野では、人間の各発達段階、特に老年期の健康について、身体的側面・心理的側面とともに文化的側面から学び、看護実践に結びつける。
 - ・統合分野では、在宅看護や終末期看護などの個々人の健康課題に取り組むため、地域に密着した巡回診療活動の実際や、自然・社会的資源の活用について学ぶ。

(参考：平成24年度県立須坂看護専門学校3年課程における単位数・時間数)

分野	教育内容	単位数	時間数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	5	135	
	人間と生活・社会の理解	8	225	
	小計	13	360	
専門基礎分野	人体の構造と機能	5	135	
	疾病の成り立ちと回復の促進	11	290	
	健康支援と社会保障制度	6	90	
	小計	22	515	
専門分野Ⅰ	基礎看護学	14	320	
	臨地実習	3	135	
	小計	17	455	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	180	
	老年看護学	4	105	
	小児看護学	4	105	
	母性看護学	4	105	
	精神看護学	4	105	
	臨地実習	16	720	
	小計	38	1,320	
統合分野	在宅看護論	4	90	
	看護の統合と実践	5	105	
	臨地実習	4	180	
	小計	13	375	
合計 (施設基準上の必要数)		103 (97)	3,025 (3,000)	

ウ 臨地実習での特色は、県立病院機構運営の強みを活用できることにある。木曾地域の拠点病院である県立木曾病院を主たる実習施設とし、さらに県立こころの医療センター駒ヶ根・県立こども病院など専門性の高い病院、地域との繋がりが深い阿南病院、県下の感染症対策の拠点である須坂病院を加えた充実した実習体制により、基礎的看護実践力の習得をめざす。

エ 少人数制の丁寧な指導により、学生個々の成長をサポートする。

(5) 選抜方法

入学試験を実施することとし、必要書類を提出するほか、学力試験及び人物考査を行い総合的に判定する。

なお、推薦枠・社会人枠等を設け、幅広く学生を集める。

また、第1期生の選考は、看護師等養成所の指定内示を受けたのち、平成25年11月頃から開始する。

3 土地及び建物・設備

(1) 県立木曾看護専門学校の既存施設(旧：木曾山林高校、現：木曾青峰高等学校新開キャンパス)を県から借用し、使用する。

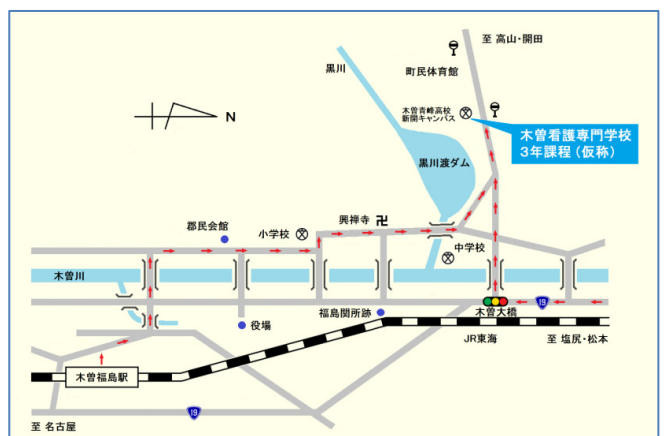
ア 所在地 木曾郡木曾町新開 4236

イ 土地 ○○○○㎡(県有地)

ウ 建物

① 校舎

鉄筋コンクリート1棟4階建、建築年度：平成5年度、延床面積：3,890.03㎡(うち2階から4階の2,469㎡部分)



を使用)、建築面積:1,227 m²

② 寄宿舍

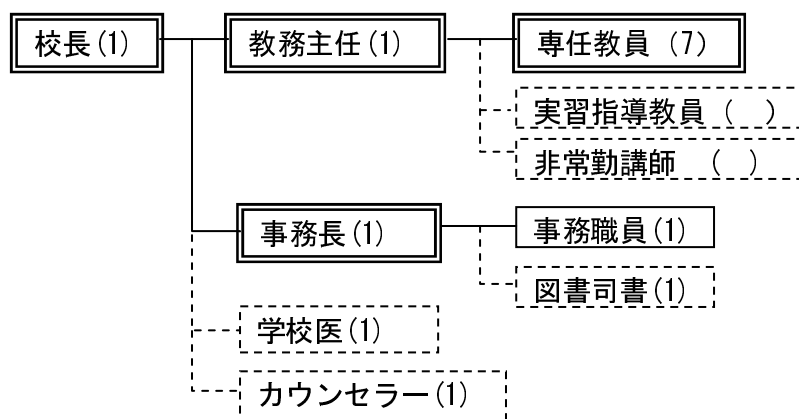
鉄筋コンクリート1棟2階建、建築年度:平成2年度、延床面積:411.03 m²、建築面積:227.65 m² (現行10室を、改修により12室とする予定)

※校舎使用面積については、現行県立2年課程のものであり、3年課程で新たに必要となる教室等の手当てを含めた全体的な基本設計については、現在積算中。

- (2) 3年課程の設置に必要、あるいは教育課程の特色化を実現するための施設・設備等を整備する。(施設改修等並びに初度調弁費用の負担については、今後県との調整が必要)

4 組織及び職員

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」及び「看護師等養成所の運営に関する手引き」に基づき、配置が義務付けられている者のほか、配置が望ましい者についてはその必要性を十分勘案の上、前記教育課程の円滑な実施を含め、学校運営にあたり真に必要な人員体制とする。(以下は組織の一例。)



(※二重線…必置、実線…常勤職員 (県からの派遣職員含む)、破線…非常勤職員)

5 収支計画

本校の運営については、病院事業の附帯事業としての位置付けであり、設立団体である県から指示された中期目標に掲げる財務内容の改善目標の範囲内で、バランスの取れた収支計画を策定することが求められる。

なお、本校の運営に要する経費については、国の地方財政計画に基づく地方交付税交付金の対象経費とされているところであり、県に対しては、地財単価等に基づき、その経営に伴う収入をもって充てることのできないと認められる相応の額を、一般会計から繰り出される運営費負担金として支出することを要望している。

6 今後、理事会で決定する主な事項

- (1) 定款及び中期計画の変更
- (2) 予算、収支計画
- (3) 学則等重要規程の制定、改正
- (4) その他新校設置にかかる重要事項

7 今後の主なスケジュール（新校設置認可に係る各種届出の直近の理事会において議決）

- H24. 6 ・懇話会設置
- H25. 1 ・厚生労働省関東信越厚生局に対し、看護師等養成所設置に係る事業計画書提出（提出後、指導・現地調査あり）
- H25. 6 ・機構設立団体である県に対し、定款（中期目標）変更協議申出及び中期計画変更認可申請（県議会の議決を経て、総務省に対し申請（中期目標、中期計画の変更については県議会の議決前に評価委員会の承認が必要）
 - ・県健康福祉部医療推進課に対し、看護師等養成所設置に係る指定申請書提出（県から関東信越厚生局に対し進達）
 - ・県総務部情報公開・私学課に対し、私立専修学校に係る設置認可申請提出（県私立学校審議会において県知事に対し答申）
- H25. 10 ・厚生労働大臣の看護師等養成所指定内示
 - ・県に対し運営費負担金含む特別会計予算案を提出
- H25. 12 ・総務大臣の定款変更認可
 - ・厚生労働大臣の看護師等養成所指定指令書交付
 - ・県知事の中期目標、中期計画の変更認可
 - ・県知事の専修学校設置認可
- H26. 1 ・入学者選考（一般入学試験）
- H26. 3 ・機構特別会計含む県予算案議決
 - ・理事会において機構予算案の承認
- H26. 4 《開 校》

8 地域懇話会の設置

長野県立病院機構による3年課程の新たな学校の開設に向けて実施計画を策定するに当たり、地域の皆さんの意見をお聞きし、理解と支援を得つつ学校づくりを進めるために、自治体・医療機関・学校関係者等からなる「地域とともに新木曾看護専門学校(仮称)を創る懇話会」を設置する。